相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市二井田字杉苗出九五番地
二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　荒川　敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
秋田県大館市東台四丁目四番八一号、事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三
相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県本宮市本宮字柳ノ内六九番地一、最後の住所福島県郡山市大槻町字中谷地四一番地タマタウンD棟
被相続人　亡　若竹三喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
福島県郡山市菜根一丁目一七番一〇号
相続財産管理人　司法書士　久保木孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方郡大生原村大字大賀六三八番地の一、最後の住所不明
被相続人　亡　小沢　寅次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
茨城県神栖市波崎五一三八番地
相続財産管理人　山名　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市上沢三丁目一番、最後の住所埼玉県富士見市上沢三丁目一番二六号
被相続人　亡　千葉　充子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
埼玉県入間市向陽台一丁目一番二〇　入間駅前プラザ八―七〇四　田島法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田島　義久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鎌ケ谷市南初富六丁目六〇三番地二、最後の住所千葉県鎌ケ谷市南初富六丁目四番二一号
被相続人　亡　小金　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
事務所千葉県鎌ケ谷市南初富二丁目一六番二〇―一〇三号
相続財産管理人　行政書士　宮﨑　康正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区番町一丁目一三番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字平井三〇六二番地清快園
被相続人　亡　松本　淑江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
東京都八王子市みつい台一丁目一九番五号、事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビルディング三階福澤法律事務所　相続財産管理人弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市津久井町又野二二七番地一五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　出藏　英司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一四番九号ＩＬ　ＣＩＥＬＯ　Ｂ・Ｅ号室
相続財産管理人　弁護士　井上　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市本町七丁目一二六番地、最後の住所大阪府八尾市本町七丁目四番二七号
被相続人　亡　速水　佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
事務所富山市雄山町二番四号雄山ビル二階
相続財産管理人　石山　彰雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡身延町常葉三八五三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　曽谷　尚郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
山梨県甲府市相生一丁目三番一一号　ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　信田　恵三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡池田町池野四五二番地、最後の住所岐阜県揖斐郡池田町池野四五二番地の一
被相続人　亡　野原　充三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
岐阜県揖斐郡池田町六之井一四二〇番地の一
相続財産管理人　司法書士　森　廣幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市白浜二二〇八番地の一、最後の住所静岡県下田市二丁目九番二八号
被相続人　亡　藤井　武男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
事務所静岡県下田市六丁目三六番三号　コーポイプサー一〇一
相続財産管理人　弁護士　山口　雅直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市堀越一〇三九番地、最後の住所静岡県袋井市堀越一一一五番地の六の三
被相続人　亡　塚本千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
静岡県浜松市中区鴨江四丁目一一番三五号
杉山年男法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉山　一統

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市東幡豆字亀井四番地、愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字亀井四番地
被相続人　亡　大嶽　要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十八日
名古屋市中区丸の内二丁目一七番一二号丸の内エステートビル八〇一号宮本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮本　曜爾

第２期決算公告

平成23年8月18日
東京都港区元赤坂１－２－３
赤坂見附ＭＴビル11階
公益財団法人サントリー芸術財団
代表理事　堤　剛
代表理事　鳥井　信吾

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	247,827
	固定資産	9,582,663
	合計	9,830,490
負味財債及産び正の部	流動負債	143,871
	固定負債	30,000
	負債合計	173,871
	指定正味財産	9,539,071
	一般正味財産	117,548
	正味財産合計	9,656,619
	合計	9,830,490